

2019年9月

保護者の皆様へ

幼児教育・保育の無償化について

学校法人昭和学園本部事務局

日頃は昭和学園の教育・保育に深いご理解と多くのご協力を頂きましてありがとうございます。

さて、2019年5月に子ども・子育て支援法改正案が参議院で可決成立し、2019年10月1日からは幼児教育・保育の無償化が実施されます。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

◇無償化の対象は、3～5歳児です。家庭の状況（子どもの人数や所得等）にかかわらず保育料が無料となります。

◇無償化の期間は、満3歳になった日の翌月から小学校入学前までの3年間です。

◇送迎バス代、給食代、遠足やお泊り保育などの行事代、一時預かり保育の利用料などは無償化の対象外であり、10月以降もこれまでどおり幼稚園へその費用を納付して頂きます。

◇2歳児は無償化の対象ではありませんのでこれまで通りです。

給食について

主食費（ごはん・パン）と副食費（おかず）に分けられますが、今までどおり実費徴収させていただきます。

但し、年収360万円未満相当の世帯、全所得階層の第3子以降（小学校3年生から数えて第3子以降）のご家庭は、状況により副食費が免除となる場合がございます。副食費の免除対象者は園ではなく、自治体が判定することになります。

時間外保育について

10月以降教育標準時間外の預かりは無償化の対象となりません。現状では朝の保育時間前に預かり代を頂いておりませんでした。朝の保育についても御負担していただきますようご理解の程よろしくお願い致します。